

## 介護予防訪問介護サービスご利用者負担金額（要支援1・2の方）

## ご利用者の負担金額

※厚生労働大臣が定める基準による訪問介護のご利用者負担の金額です。

| サービス名称   | サービスの内容                   | 利用者負担<br>(1割) | 利用者負担<br>(2割) | 利用者負担<br>(3割) |
|----------|---------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 訪問型サービスⅠ | 週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者     | 1,176円/月      | 2,352円/月      | 3,528円/月      |
| 訪問型サービスⅡ | 週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者     | 2,349円/月      | 4,698円/月      | 7,047円/月      |
| 訪問型サービスⅢ | 週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者 | 3,727円/月      | 7,454円/月      | 11,181円/月     |

## 初回加算

新規に介護予防訪問介護計画を作成し、初回の介護予防訪問介護サービスと同月内にサービス提供責任者がサービスを提供した場合は又は他の訪問介護員に同行した場合200円加算になります。

## 生活機能向上連携加算

利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、指定訪問リハビリテーションを行った際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士等と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときには、初回の当該訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数100円が加算になります。

## 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

介護職員処遇改善加算は所定単位数の1000分の137に相当する単位数が加算されます。

## 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

介護職員処遇改善加算は所定単位数の1000分の42に相当する単位数が加算されます。

## 介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員等ベースアップ等加算は所定単位数の1000分の24に相当する単位数が加算されます。